令和８年（フ）第４３６号
愛知県豊田市保見ケ丘６丁目１番地１　公団108―107号
債務者　倉富　ユキオこと　ＫＵＲＡＤＯＭＩ　ＤＥＮＮＹＳ　ＹＵＫＩＯ
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第８１７号
北九州市小倉南区守恒３丁目１番２―101号
債務者　森　　陽子
１　決定年月日時　令和８年10月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第８２９号
北九州市門司区下二十町８番23―302号
債務者　小正路　剛
１　決定年月日時　令和８年10月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５３８号
札幌市厚別区大谷地東４丁目２番37号　マンション藤101
債務者　近岡　俊義
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１６９号
札幌市北区麻生町７丁目４番５―103号
債務者　星野　珠実（旧姓工藤）
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６３９号
札幌市中央区南11条西13丁目１番32―401号
債務者　飯田絵里子
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６９３号
札幌市東区北34条東２丁目３番２―201号
債務者　加藤　香織
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７７９号
札幌市東区北12条東15丁目１番13―202号
債務者　近藤　彩乃
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８０１号
札幌市豊平区平岸７条14丁目２番３―209号
債務者　佐々木優子
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８２９号
札幌市北区北30条西２丁目１番７―403号
債務者　中島　涼介
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８３７号
札幌市豊平区平岸４条13丁目３番12号　平岸ロイヤルハイツ410号
債務者　宮下　信一
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８４４号
札幌市豊平区月寒東５条９丁目４番７―507号
債務者　渡部　隆太
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８８７号
札幌市中央区南13条西８丁目１番10号　ムツワハイツ３号
債務者　岡林　　勉
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８８８号
札幌市中央区南13条西８丁目１番10号　ムツワハイツ３号
債務者　岡林ひろ子
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９４２号
札幌市白石区東札幌３条４丁目６番８―301号
債務者　坂田　尚治
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９９７号
札幌市北区麻生町６丁目９番18―301号
債務者　成田　晃一
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７５号
群馬県太田市鳥山中町1095番地１
債務者　北澤　竜二
１　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
前橋地方裁判所太田支部